○総務省令第百二十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣　武田　良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（空中線電力の表示）	（空中線電力の表示）
第四条の四　空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。	**第四条の四**　［同上］
［表　略］	［表　同上］
［2　略］	［2　同上］
3　次に掲げる送信設備の空中線電力は、前二項の規定にかかわらず、規格電力（pR）をもつて表示する。	3　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　実験試験局の送信設備（次項に掲げるものを除く。）	二　実験試験局の送信設備
［三　略］	［三　同上］
4　実験試験局の送信設備（法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）を使用するものに限る。）の空中線電力は、当該送信設備が技術基準適合証明又は工事設計認証を受け、若しくは技術基準適合自己確認が行われた電力をもつて表示する。	［新設］
（簡易な操作）	（簡易な操作）
第三十三条　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。	**第三十三条**　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作	六　次に掲げる無線局（法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同上］
［七・八　略］	［七・八　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。